

施策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01090610-02-00
基本事業：	01	人権教育及び啓発の促進	担当部	教育部
基本事業の成果指標	この1年間に相手の人権を侵害するような言動や行動をした市民の割合		担当課	教育政策課
			担当係	人権・同和教育担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和57年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
すべての市民			同和問題啓発強調月間（7月1日～7月31日）等において以下の事業を実施し、人権尊重のまちづくりを進め、差別を許さない社会の構築に取り組むもの。 【事業内容】 同和問題講演会の開催 看板・懸垂幕・のぼりによる啓発活動 街頭啓発活動 各課毎職員研修の実施 公用車啓発ステッカー貼付・職員啓発ワッペン着用・窓口卓上啓発ミニのぼり設置 ポスター標語等の募集 窓口リーフレット・啓発ティッシュ配布 各種講演会、研修会等への参加						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			同和問題の解決を、市民が自らの課題として捉え、差別を許さない意識の徹底を図るための各種啓発事業を集中的に実施することで、差別を許さない社会づくりの構築が進んでいる。						
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	01年度実績	02年度実績	03年度当初	04年度要求	05年度計画	06年度計画	目標
同和問題講演会（7月）参加者数		人	0	0	800	800			800
同和問題講演会（7月）の内容に満足した人の割合（参加者アンケート）		%	0	0	100	100			100
5. コスト									
事業費		計	千円	2,065	984	3,020	3,173		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	634	136	778	778		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	1,431	848	2,242	2,395				
正職員人工数		人工	0.6	0.6	0.6				
正職員人件費		千円	4,839	4,817	4,753				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	6,904	5,801	7,773	3,173			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		【状況】同和問題講演会については、2年間中止となっており、指標値を算出できない状況となった。 【原因】（R01中止理由）悪天候によるもの（R02中止理由）新型コロナウイルスに伴うもの							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし		現在もなお、同和地区問い合わせ事象や、インターネットによる差別的な書き込みが続いている状況であり、同和問題講演会や街頭啓発などを実施することは、市民の同和問題に対する正しい認識と理解を深めてもらうため重要な役割を果たしている。同和問題をはじめとする人権問題の啓発は、目先の数値を細かく追うのではなく、人権尊重社会の醸成のため涵養の精神で繰り返し粘り強く行っていくことが必要である。				
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）									
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）			改善方向性		維持 見直し 廃止 事業終了				
講演会中止の主たる要因は、新型コロナウイルスに伴うものであり、感染が収束に向かうと同時に改善が見込まれるものである。このため、それまでの間は、H30年度から始めた「番号案内表示機付広報広告TVモニター」や、R元年度から始めた「わが街NAVI」を活用しながら、同和問題啓発強調月間の取組の周知徹底を図り続けていく。									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）			備考・特記事項 or 進行管理欄						
同和問題の早急な解決は行政の責務であるとともに、国民的課題である。福岡県下の市町村では「同和对策事業特別措置法」が施行された7月を同和問題啓発強調月間として、街頭啓発、講演会、啓発看板等の設置などの集中的な啓発事業を実施している。事業開始時期・・・昭和57年			平成28年に「部落差別解消推進法」平成31年に「県部落差別解消推進条例」令和2年3月に「筑紫野市部落差別解消推進条例」が施行され、部落差別の解消のための国や地方公共団体の責務が明記され、教育や啓発の取り組みの充実が求められている。令和元年度に事務事業名変更（旧：同和問題啓発強調月間事業）						